

花巻市情報公開審査会・個人情報保護審査会会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年5月27日(火) 午後1時30分～午後2時30分
- (2) 場 所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303会議室

2 出席者

- (1) 出席した委員
中辻孝夫委員、西川隆道委員、岩渕満智子委員、高橋佳代子委員、似内裕司委員
- (2) 欠席した委員
なし
- (3) 市側出席者
八重樫和彦総合政策部長、布臺一郎総務課長、佐々木正晴同課課長補佐、蟹澤一憲同課法規文書係長、安部慎司同課主査
- (4) 傍聴者
0人
- (5) 報道関係
岩手日日新聞花巻支社 1名

3 議題(報告事項)

- (1) 平成25年度情報公開制度の利用状況について
- (2) 平成25年度個人情報保護制度の利用状況について
- (3) その他

4 議事の概要

開会に先立ち、総合政策部長から各委員に委嘱状を交付(任期:平成26年6月1日～平成28年5月31日)

- (1) 開 会 総務課長
- (2) あいさつ

中辻会長(要旨は次のとおり。)

開会に先立ち、平成26年6月1日からの委嘱状を頂戴した。引き続き、2年間よろしくお願ひしたい。

本日は、平成25年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況を報告いただく。委員の皆様の意見等、よろしくお願ひしたい。

総合政策部長(要旨は次のとおり。)

組織改編により、本年4月1日から総合政策部総務課となったところである。開会に先立ち、委員の皆様には平成26年6月1日からの委嘱状を交付したところであり、あらた

めてよろしくお願ひしたい。

本日は、平成25年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の利用状況について報告させていただく。両制度への市民等の関心は高く、特にも情報公開制度の請求件数は、多くなっている。これまでのところ異議申立てはないが、申立てがあった場合、審査会として対応いただかなければならない。今後とも委員の皆様のご指導をよろしくお願ひしたい。

(3) 報 告 議長（中辻会長）が進行

- ① 平成25年度情報公開制度の利用状況について
- ② 平成25年度個人情報保護制度の利用状況について
- ③ その他（「情報公開制度・個人情報保護制度」（広報はなまき6月15日号原稿）、「よくわかる個人情報保護のしくみ（改訂版）」（消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室発行）事務局（総務課長補佐）が一括して説明を行った。

主な質疑の内容は、次のとおり。

（似内委員）

行政文書開示請求の内訳中、No.14については請求文書が2件あり、決定内容が全部開示及び不存在になっている。1件が全部開示で、もう1件が不存在ということか。

（事務局）

そのとおりである。1件の開示請求で複数の行政文書に請求があり、決定内容が異なったものである。

（似内委員）

行政文書開示請求の内訳中、No.35についても請求文書が複数あり、決定内容が全部開示及び非開示になっている。No.14と同様の理由か。

（事務局）

そのとおりである。一部文書について、非開示としたものである。

（似内委員）

参考資料「情報公開制度・個人情報保護制度」（広報はなまき6月15日号原稿）に、「個人情報の保護に関する法律の趣旨からすると、あらかじめ本人の同意を得るか、同意に代わる方法により、緊急連絡網などを作成・配布できる。」とあるが、同意に代わる方法とはどういった方法か。

（事務局）

同意に代わる方法とは、利用目的や掲載内容、提供方法などの事項について、郵便での通知や掲示板への掲示など、あらかじめ本人に周知した上で緊急連絡網などを作成・配布する方法である。

（中辻会長）

同意に代わる方法は、例えば未成年者や所在不明者の個人情報を収集する場合に採られるものか。

（事務局）

個人情報の対象者が多数である場合、一人ひとりから同意を得ることが困難であるため、あらかじめ本人に周知した上で緊急連絡網などを作成・配布するものである。この方法に

よって緊急連絡網などを作成・配布した場合、後になって本人から削除の申し出があった場合は、削除することになる。

(似内委員)

例えば、作成した同窓会名簿を第三者に転売することは問題となるのか。

(事務局)

転売することは、本来の利用目的、提供方法から逸脱していると思われる。

(中社会長)

個人情報の目的外利用に関して、困った事例はないか。

(事務局)

特にない。

(岩淵委員)

行政文書の開示請求件数が多いにも関わらず、異議申立てがない。

(中社会長)

開示決定等に当たり、適切な対応に努めている結果ではないかと思われる。

(中社会長)

個人情報の開示請求件数は、多くないようである。

(事務局)

個人情報の開示請求件数はここ数年1件で推移しており、決定内容は全部開示となっている。

(似内委員)

行政文書の開示請求取下げが2件あるが、請求後に自身の意思で取り下げたものか。

(事務局)

請求が取り下げられたのは、行政文書開示請求の内訳中、No.27とNo.32の2件であり、どちらも工事設計書の開示請求である。工事設計書の開示請求に係る取扱いについては、平成24年度に全庁的に統一し、請求日において入札日から1年間が経過した工事設計書は部分開示としていたが、1年間が経過したものであり、透明性を確保するという理由から、昨年12月に全部開示とすることに見直した。このことに伴い、請求者においては、一旦請求を取下げ、12月以降、あらためて請求があったものである。

(中社会長)

開示請求件数40件のうち、12件は市民以外からの請求であり、また、24件は企業からの請求である。制度の本来の趣旨とは異なると思われるが、制度上、請求理由を問うものではなく、請求を拒むわけにもいかない。

(事務局)

企業の営業活動のための請求が多いと思われる。

(岩淵委員)

個人情報保護への関心、認識が高まっていると思うが、捉え方が様々であると感じている。例えば、自主防災組織では、災害に備え地域住民の個人情報を収集しているが、個人情報だからといって提供されないことがあるようである。個人情報保護について正しい認

識を持つことが必要だと考える。

(中辻会長)

個人情報保護という言葉自体が難しい。

(事務局)

市では、保有している個人情報を自主防災組織に提供する場合、個人情報保護を順守する協定を自主防災組織と締結している。災害時要援護者の個人情報を提供しており、その中にはセンシティブな情報も含まれることから、個人情報の活用について、あらためて認識してもらうためにも協定を締結しているところである。

(高橋委員)

民生委員には、個人情報が提供されているか。

(事務局)

民生委員は、特別職の地方公務員とされているところであり、市から個人情報を提供している。自主防災組織は任意団体であるため、個人情報を提供するに当たり、協定を締結している。

(中辻会長)

昨年度は、姉妹都市関連の行政文書に対して開示請求が多かったようである。

(事務局)

海外出張について、税金の無駄遣いではないかとの意図があったものと思われる。

(中辻会長)

行政文書開示請求の内訳中、No.19は保険証券の開示請求のようだが、どういったものか。

(事務局)

保険会社からの請求であり、市がどのような保険に加入しているかを知りたかったものと思われる。

(4) 会長及び会長職務代理者選出 総合政策部長が進行

平成26年6月1日以降の会長及び会長職務代理者を選出。会長は、委員の互選により、中辻孝夫委員に、会長職務代理者は、会長の指名により西川隆道委員にそれぞれ決定した。

(5) 会長あいさつ

中辻会長（要旨は次のとおり。）

引き続き、会長を務めることになった。よろしくお願ひしたい。

(6) 閉会 総務課長